

参考資料1-1

年金運営新組織の名称について

平成18年1月6日

- 平成20年10月を目途に、現行の社会保険庁を廃止し、新たに設立予定の年金運営新組織（厚生労働省の「特別の機関」）及びその長の名称については、以下のとおりとする。

新組織の名称；「ねんきん事業機構」（NENKIN Services Agency (NSA)）

長の名称；「代表執行責任者」（Commissioner）

- 第一線機関（現在の社会保険事務所に相当）については、法案成立後、愛称を広く公募する。

参考資料 1-2

ねんきん事業機構法案（仮称）の概要

国民年金事業等に対する国民の信頼を回復するため、社会保険庁を廃止し、国民年金事業及び厚生年金保険事業の運営に特化した新組織を設置するとともに、新組織において、国民の意向を反映し、内部統制（ガバナンス）や透明性等を確保した事業運営を図ることとする。

I 概要

1 国民年金事業及び厚生年金保険事業の運営の基本理念

国民年金事業及び厚生年金保険事業の運営について、事務処理の在り方等に関する基本理念を定める。

2 「ねんきん事業機構」（仮称）の設置

厚生労働省に国民年金事業及び厚生年金保険事業の運営を主たる目的とし、地方組織を有する特別の機関として「ねんきん事業機構」（仮称）を設置する。

※ 政管健保公法人については、健康保険法等の一部改正法案において措置

3 適正な事業運営を確保するための具体的措置

①年金運営会議の設置による意思決定機能の強化

「ねんきん事業機構」の長（代表執行責任者（仮称））が重要事項について決定するときは、年金運営会議の議を経なければならないこととする。

②特別監査官の設置による内部監査機能の強化

外部の専門家のうちから厚生労働大臣が任命する特別監査官に、会計監査、業務監査及び個人情報管理監査を行わせることとする。

③国民の意向を反映するための措置の義務づけ

「ねんきん事業機構」の事業の運営に被保険者等の意見を反映するために必要な措置を講じなければならないこととする。

④その他

年金個人情報の保護、年金委員制度の創設、地方組織のブロック化に伴う医療関係事務の地方厚生局への移管等の所要の措置を講ずる。

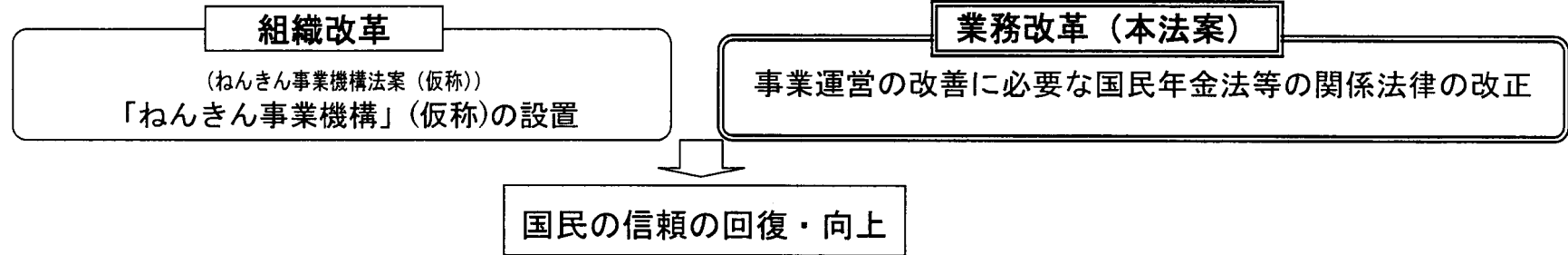
II 施行期日

平成20年10月1日

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）の概要

国民年金事業等に対する国民の信頼を回復するため、社会保険庁の組織改革に併せて、各般にわたる業務改革を進める。

《改革の理念》①効果的・効率的な事業運営、②サービス向上、③公正な事務処理と透明性の確保



I 概要

1 国民年金保険料の収納対策の強化

クレジットカードによる保険料納付の実施、任意加入被保険者の口座振替の促進など、国民年金保険料の収納対策の強化のための規定を整備する。

2 サービスの向上

住民基本台帳ネットワークの活用により、住所変更等の届出を省略できるようにするなど、被保険者等へのサービス向上を図るための規定を整備する。

3 国民年金事業等の公正・透明・効率的な運営の確保

- ①年金事務費の一部への保険料財源充当の制度化
- ②年金福祉施設の根拠である「施設をすることができる」旨の規定の廃止及び年金相談等の年金給付に関連する事業の根拠規定の整備
- ③社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を推進するための規定の整備など、国民に信頼される公正・透明・効率的な事業運営を可能とするための規定を整備する。

II 施行期日

公布日、公布日から6月を超えない政令で定める日、平成19年4月等